

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和７年８月１８日

東広島市長 高 垣 廣 徳

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

ゆめタウン黒瀬

（２）所在地

広島県東広島市黒瀬町檜原字下田中１０２外

２ 変更に係る事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目３番１号

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 町田 繁樹	広島県広島市東区二葉の里三丁目３番１号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デイミ アン・オマワリ	広島県広島市中区本通 2 番 10 号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号
株式会社ジュエルグラン スエムネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町 2123 番地 5
フジパンストアー株式会社	代表取締役 川端 賢二	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁 目 50 番地
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町 5 番 2 号
片山 哲秀	片山 哲秀	広島県呉市中通三丁目 5 番 3 号
株式会社雅	代表取締役 大田 雅也	広島県安芸郡海田町石原 11 番 8-5 号
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社ネクサスエンター プライズ	代表取締役 原本 一正	大阪府大阪市中央区千日前一丁目 4 番 8 号 千日前 M's ビル 5 階

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社イズミ	代表取締役 町田 繁樹	広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デイミ アン・オマワリ	広島県広島市中区本通 2 番 10 号
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田 努	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号
株式会社ジュエルグラン スエムネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町 2123 番地 5
フジパンストアー株式会社	代表取締役 川端 賢二	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁 目 50 番地
株式会社モーツアルト	代表取締役 田上 友康	広島県広島市中区堀川町 5 番 2 号
片山 哲秀	片山 哲秀	広島県呉市中通三丁目 5 番 3 号
株式会社雅	代表取締役 大田 雅也	広島県安芸郡海田町石原 11 番 8-5 号
株式会社宮脇書店	代表取締役	香川県高松市丸亀町 4 番地の 8

	宮脇 範次	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社ネクサスエンタープライズ	代表取締役 原本 憲一	大阪府大阪市中央区千日前一丁目 4 番 8 号 千日前 M's ビル 5 階

3 変更年月日

名 称	変更に係る事項	変更年月日
株式会社イズミ	代表者変更	令和 7 年 4 月 1 日
株式会社ネクサスエンタープライズ	代表者変更	令和 7 年 6 月 16 日

4 変更の理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和 7 年 8 月 8 日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 7 年 8 月 1 8 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課